各委員提出資料

目 次

秋田委員提出資料	•	•	•	•	•	Р	•		1
奥山委員提出資料	•	•	•	•	•	Р			3
尾﨑委員提出資料	•	•	•	•	•	Р	•		7
菊池委員提出資料	•	•	•	•	•	Р			9
坂﨑委員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	1
中島委員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	3
山口委員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	7

子ども子育て新システムが真に質の改善になるために

秋田喜代美 (東京大学教育学研究科)

1 保育の質の改善・向上のためには、「国—県—基礎自治体すべての責任」での、ナショナルミニマムの向上(入口規制)、保育過程の質保障(保育過程モニタリング)が不可欠である。

1) ナショナルミニマム向上の明確化が必要

新システムの検討において国の実施責任としてのナショナルミニマムとしての最低基準の向上は未だ具体的に結局は確約されていない。こども園に関しても、クラス編成の改善等がだされるだけで、職員配置と職務、クラス規模と保育者定数、園舎や保育室の面積、園庭・運動場の設置等が子ども子育て新システムに移行することで、現行の保育所、幼稚園の基準両方のよりよい方向を実現していくのでなければ質の確保を歌いながら、結局は質の向上が見込めない危険性がある。

2) 県の役割明示が必要

地方分権化による基礎自治体による保育計画策定は、今回の基本理念であり、それによって多様な地域ニーズに応じた計画策定がなされること自体は重要である。しかし、これまでたとえば公立幼稚園であれば、学校教育であるので地方教育行政法48条2項において、県および市区町村教育委員会は、教育の質保障のために指導監督権限を持ち、各市区町村すべての子どもに均質な質を保証し、また指導主事という「教育専門性」に基づく指導、助言、援助を実施してきており、公立幼稚園はそれに準じた体制を取ってきている。これは日本の義務教育が世界的に質が高いと評価されてきた質保障の制度枠組みであり、国一県一市区町村の何重もの網の目の中で「教育専門性」に基づく指導、助言があって過程の質の保障がなされてきた

しかし今回までの案では「地方分権化改革、個人サービス給付制度」として議論が進められても、すべての子どもたちをよりよく育てていくという公の性質を有する学校教育・保育を国や県がきちんと保証する制度的枠組みの実施責任が全面に明示されてきていない。自治体の経済格差や今回のような震災等の対応保障を考えた時に、国と県の役割をより具体的明確に記すことが必要と考えられる。

2 保育の質向上は専門家によってはじめて実現可能である。

保育の質の向上のためには、専門家として認められた保育者により担われる原則が貫かれる必要がある。総合施設では職員配置の明示、クラス別配置数が法律で明記されること、また指定制度により小規模保育サービス等多様なサービスにおいても、短期研修のみではなく有資格者配置数を明示することが、研修の充実を図るための施策とあわせて必須である。多様な事業者の参入撤退の規制とともにこの専門家主義に基づく配置の明示が必

要である。

3 保育の質向上のためには、保護者は子育て支援サービスの利用者として位置づけられるのではなく、共に子育てに責任をもつ主体である理念が必須である。

保育において、保護者はサービスの利用者ではなく、教育基本法10条に記されているように、子育ての一義的責任を負い、保育の場に共に参画連携協力していく存在である。 園が親は支援される存在だけではなく、保護者相互が育ちあうシステムの提供がなけれなならない。給付と制度の議論が先行することで、成長を支援される存在として位置付けられることは、これからの子ども子育て支援会議等のあり方から考えても、地域の子育てを大人が皆で担うという理念からも書き込まれる必要がある。

4 すべての子どもを対象とするときに早期支援・貧困予防として、要保護児童がもれなく学校教育・保育がうけられるための仕組みの保障が必要である。たとえば虐待等に関しては職員配置の充実やケアの充実のみではなく、これまで保障されてきた児童福祉法の規定で認可保育所が果たしてきた機能としての、要保護児童への入所勧告による措置的入所機能等がこの仕組みで保障されるように明示されることが必要である。保護者の経済力等により要保護児童に保育が提供されないことが生じないように保護者負担金の増大を免除することの明記が必要である。